

各府省等の長 殿

経済産業大臣

「令和元年度中小企業者に関する契約の方針」の作成等に関する  
依頼について

我が国経済は、緩やかな回復基調が続いています。先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待されています。こうした中で、我が国経済を持続的発展の軌道に乗せていくためには、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図り、中小企業・小規模事業者の事業活動の活性化を図っていくことが重要です。

現在、国は、中小企業・小規模事業者が賃金を引き上げることができる環境に加え、「働き方改革」に対応する環境を整備するため、生産性向上の支援や取引条件の改善に取り組んでいるところであり、官公需においてもこれまでの受注機会の増大に加え、発注・契約条件の工夫などを通じた配慮を行う必要があります。

また、東日本大震災及び平成28年熊本地震が甚大な被害をもたらし、依然、被災した中小企業・小規模事業者の一刻も早い復旧・復興が課題となっています。

加えて、平成30年7月豪雨において被災した中小企業・小規模事業者の早期の復旧・復興や被災者の雇用の確保が喫緊の課題となっていることにも留意する必要があります。

本日、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号。以下「官公需法」という。）第4条の規定に基づき「令和元年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（以下「国等の契約の基本方針」という。）が閣議決定されました。この中で、本年度の官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向けの契約目標比率については、前年度までの実績を上回るよう努め、国等全体として55.1%、契約目標額については約4兆3,369億円になるよう目指すものといたしました。

また、新規中小企業者の契約目標については、前年度までの実績を上回るよ

う努め、平成27年度以降の契約実績を踏まえ、国等全体として3%を目指すものとしたしました。

さらに、関係省庁が連携して、地方公共団体に対して発注時期等の平準化に必要な取組の共有や要請等を直接行う体制を強化すること、中小企業等経営強化法に基づく事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業・小規模事業者を積極的に活用し、受注機会の増大に努めること及び年度途中で消費税率が10%に変更されることを踏まえ、引上げ前後いずれの状況でも適正な転嫁を確保すること、といった措置を盛り込んだところであります。

つきましては、貴職におかれては、官公需法第5条第1項の規定に基づき、国等の契約の基本方針に即し、貴院の契約に関し、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るための方針（以下「契約の方針」という。）を速やかに作成するようお願いいたします。

また、地方公共団体を通じて事業を執行する場合には、地方公共団体に対しても、契約の方針に準じて中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に努めるよう周知徹底していただくようお願いいたします。

さらに、国等の契約の基本方針において、引き続き「国は、民営化された独立行政法人等のうち、国及び地方公共団体がその株式の過半を保有している会社に対し、国等の契約の基本方針を参考として、可能な限り、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための措置を講ずるよう要請する」とされているところ、以下に掲げる会社の所管府省におかれては、要請文書の発出等を行っていただくよう併せてお願いいたします。

なお、以下に掲げる会社のほか、同様の趣旨で要請することが適当と考えられる会社等がある場合には、併せて、要請等の発出をしていただくようお願いいたします。

日本郵政株式会社、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社、株式会社国際協力銀行、株式会社日本貿易保険、成田国際空港株式会社、東京地下鉄株式会社、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、新関西国際空港株式会社、中間貯蔵・環境安全事業株式会社